

岐阜県依存症対策関係団体支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、県内で依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体（代表者を決めていない共同体を含む。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 岐阜県内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (2) 構成員をおおむね5人以上有する団体であること。
ただし、地域の事情によりこれによりがたい場合は、別途、県と協議するものとする。
- (3) 補助事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けておらず、国又は地方公共団体と委託契約を締結していない団体であること。
- (4) 申請時から、おおむね過去1年以内に同様の活動実績を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象団体となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなく

なった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は補助対象団体が行う次の事業とし、区分、補助基準額、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は別表のとおりとする。

・ミーティング活動

依存症問題を抱える当事者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分において、第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(選定額)に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、第12条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

2 事業に関する経費の配分は、変更してはならないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に当該申

請書において定める書類を添えて、毎年度知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めるときは、不交付の決定を記載した書類により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第8条 補助事業の内容を変更（補助金の額の増加が生じない場合であって、補助金交付申請書の別紙「事業計画書（様式2）」に記載された実施内容に変更が生じないときを除く。）しようとする場合には、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条に規定する申請の取下げをする場合には、その旨を記載した書類を、補助金の交付の決定の日から30日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から1月を経過する日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(履行確認)

第11条 知事は、事業完了後速やかに、補助事業実績報告書のほか、必要に応じて行う聴取により、履行の確認を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告を受けた場合において、必要な検査を行い、その報告に係る

補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助対象団体に通知するものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第13条 補助対象団体は、補助事業の収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度以降5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
アルコール健康障害に関する問題	1 団体あたり 200千円	事業を行うために直接必要な講師料（報償費、旅費）、託児サービス利用料及び会場使用料 （ただし、消費税及び地方消費税額は除く。）	1 / 2
薬物依存症に関する問題			
ギャンブル等依存症に関する問題			